

設計等業務委託契約書

1 業務番号

2 業務名

3 業務場所 亀岡市

4 業務委託料

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

5 履行期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

6 契約保証金

ただし、亀岡市財務規則第 123 条第 号を適用し免除する。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの設計書、図面及び仕様書を「設計図書」という。)に基づき頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)までに頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の「設計図書」に明記されていない事項があるときは発注者と受注者とが協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 受注者は、この契約締結後5日以内に書面により業務履行について、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め発注者に通知するものとする。

(業務委託内訳書及び業務工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、業務委託内訳書及び業務工程表を作成し、発注者に提出してその承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 受注者は、目的物(未完成の目的物、及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(特許権等の使用)

第4条の2 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。
この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(期間の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においてはその損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰する事由により第12条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対して未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第12条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 13 条 発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時、又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約の任意解除権)

第 14 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、又は第 14 条の 3、第 14 条の 7 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 14 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第 2 条に規定する業務主任技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 13 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 14 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をし

た目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第14条の5、又は第14条の6規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条の4 第14条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第14条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第14条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により設計図書等を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第14条の7 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定にする競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかった

とき。

- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第14条の2、第14条の3の規定により、目的物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第14条の2及び第14条の3の規定により目的物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 目的物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求権は、業務委託料から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第14条の3第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第15条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第14条の5又は第14条の6の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第12条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

る。

（契約不適合責任期間等）

第 15 条の 3 発注者は、引き渡された目的物に関し、第 11 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的に契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

8 引渡された目的物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（賠償金等の徴収）

第 16 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、当該金額（1,000 円未満の端数があるときは、又は納入金の全額が 2,000 円未満であるときは、これを切り捨てる。）につき年 14.6 パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年 7.3 パーセント未満の場合は、延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合）又は納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間についての年 7.3 パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年 7.3 パーセント未満の場合は、延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する遅延利息（その金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として徴収する。

3 第 1 項の場合において、発注者は相殺の充当の順序を指定することができる。

（損害賠償の予定）

第 17 条 受注者は、第 14 条の 7 各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）

第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。また、同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約保証金) 第 条全文削除

第18条 発注者は、目的物の引渡しがあったときは直ちに受注者に頭書の契約保証金を還付しなければならない。

- 2 第14条の2、第14条の3及び第14条の7の規定により発注者が契約を解除したときは頭書の契約保証金は亀岡市に帰属する。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(紛争の解決)

第20条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁判によりこれを解決するものとする。

(関係法令の遵守)

第21条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。